空き対策総合支援事業

要件を満たした空き家の所有者（管理者）に対して、

除却（解体）にかかる費用の一部を補助します。

■申請受付期間　令和7年1月6日(月)～1月 31 日(金)

■補助金の額　除却：補助対象経費の 4/5 以内かつ最大 80 万

■募集件数　1 件

補助対象者

1　空き家の所有者又は固定資産税評価証明書に納税義務者として記載されている方

イメージ図(除却)

(老朽化した空き家)　　除却(解体)

今回は、除却(解体)のみ募集を行います。

●除却については、除却後空き地バンクに登録する必要があります。空き家バンク登録は、随時受け付けています。

※補助金交付決定前に工事を行った場合補助金の対象外になりますのでご注意ください。

※補助金の交付には、諸条件がありますので、必ず事前にご相談ください。(必須です)

※国からの補助に限りがあるため、予算に達し次第受付を終了いたします。

■お問い合わせ

・事前相談・空き家の活用・除却の相談
空き家・空き地活用相談員(矢島)
☎090－1368－9340
・補助金の申請窓口
久米島町企画財政課
☎098－985－7122

＜詳しくは町ホームページをご覧下さい。＞

・空き家バンクへのご案内も随時行っております

・事前相談票等必要書類は、町 HP よりダウンロードしてください。

【QRコード】
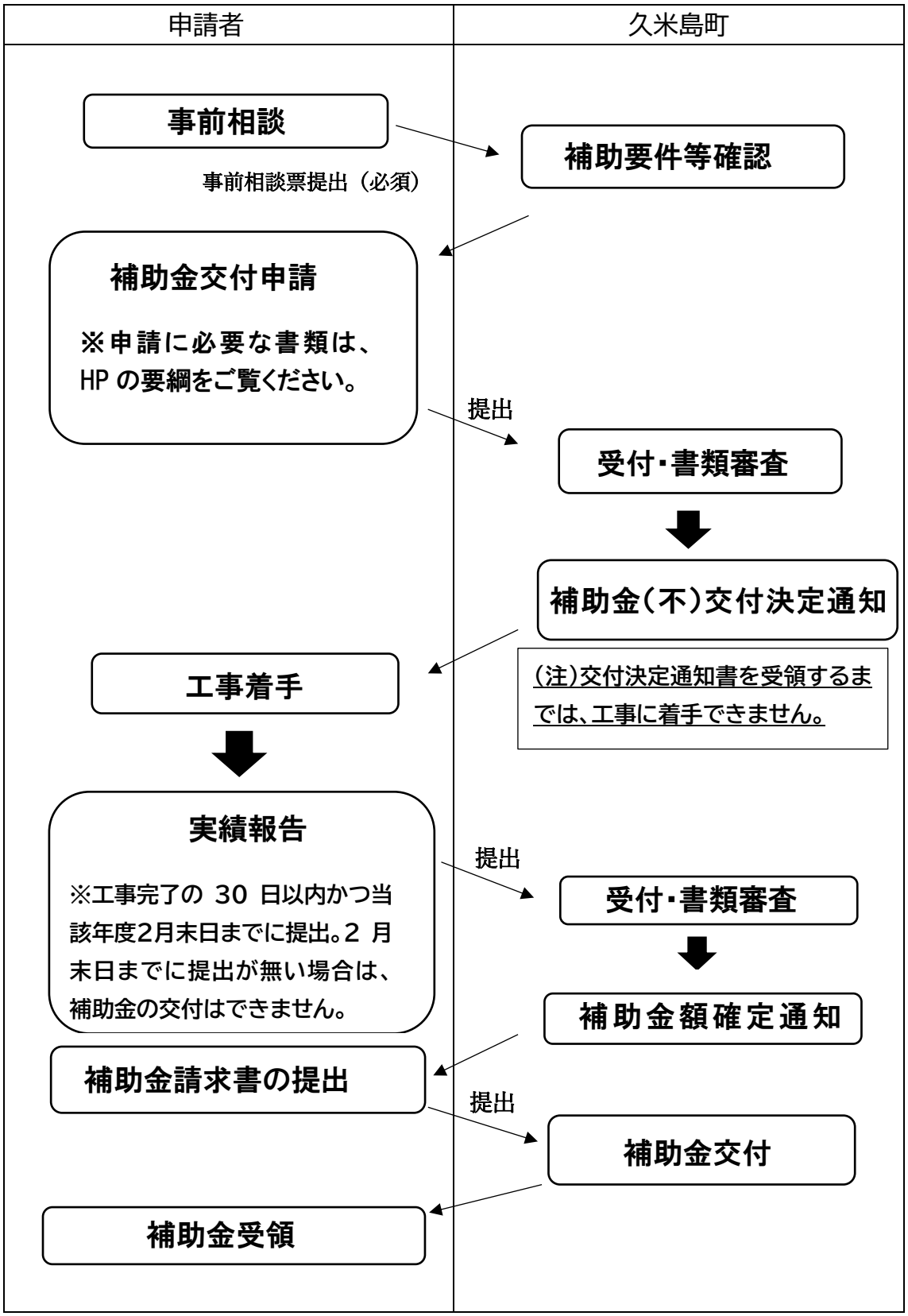
・空き家対策総合支援事業補助金申請手続きの流れ